

## 会 議 記 録 (1)

会議名称	平成22年度第2回北本市自治基本条例審議会
開会及び閉会日時	平成22年12月21日(火) 午後1時30分から午後2時30まで
開催場所	北本市文化センター和室
委員長氏名	会長 有働秀鷹
出席委員(者)氏名	有働秀鷹、内田政之助、柴田辰雄、宮原鈴代、浅野昭八、遠井美智子、櫻井等、清水英男、高荷正春
欠席委員(者)氏名	鈴木洋子
説明者の職氏名	協働推進課 主幹 長嶋太一
事務局職員職氏名	協働推進課 課長 柴崎照夫 主幹 長嶋太一 主事補 長谷川知亮
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 議 題             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 北本市市民参画推進条例(案)について</li> <li>(2) 今後の取組みについて</li> <li>(3) 北本市自治基本条例施行後の状況について</li> </ol> </li> <li>4 そ の 他</li> <li>5 閉 会</li> </ol>
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次第</li> <li>2 北本市自治基本条例に規定する必要条例と市民公益活動支援施策の検討体制図</li> <li>3 平成22年度自治基本条例関連会議等経過一覧(平成22年12月21日現在)</li> <li>4 はじめよう!市民主役のまちづくり</li> </ol>

## 会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
有働会長	<p>1 開 会 これより、平成22年度第2回北本市自治基本条例審議会を開催する。</p>
	<p>2 あいさつ  —有働会長 あいさつ—</p>
有働会長	<p>3 議 題 議題(1)「北本市市民参画推進条例（案）」について、事務局からの報告をお願いします。</p>
事務局	<p>以下のとおり、報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年4月1日に北本市自治基本条例が施行された。</li> <li>・北本市自治基本条例に規定する「参画」「協働」「市民活動支援」の関係は、図1のとおりに整理される。</li> <li>・北本市自治基本条例の規定に基づく必要な条例の検討及び整備は、図2の体制で推進している。</li> <li>・各条例の検討経過は、配布資料「平成22年度自治基本条例関連会議等経過一覧（平成22年12月21日現在）」に整理した。</li> <li>・北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を月2回のペースで開催し、10月1日付けで市長へ『北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について—北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告—』（以下、『中間報告』）が提出された。</li> <li>・上記『中間報告』を受け、10月19日付けで庁内の全課（局・所）へ意見照会を行った。</li> <li>・各課（局・所）の意見を踏まえ、12月15日開催の平成22年度第4回北本市協働推進等庁内検討委員会においてパブリック・コメント手続にかける「案」を策定した。</li> <li>・庁内検討員会で策定した上記「案」を、本日12月21日午前開催の平成22年度第2回北本市自治基本条例推進本部に諮ったが、想定される問題への対処策の検討が不十分であるとの指摘を受けたため、承認を得ることができなかった。</li> <li>・留保となってしまったパブリック・コメント手続が実施可能となるよう、早急に再調整を行う予定である。</li> </ul> <p>以上です。</p>
有働会長	<p>北本市市民参画推進条例（案）のパブリック・コメント手続は、庁内での再調整後に実施するとの報告だった。 条例（案）の骨子は既に固まっているようだが、再調整の日程や</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>手順はどのような形を予定しているのか。</p> <p>条例として施行した場合に想定される問題点やその解決策を各部でシミュレーションするよう、各部長あてに照会を実施します。「案」に大きな変更が加えられる場合には、北本市市民参画推進条例等市民検討委員会に再説明を行い、御確認を頂くようにします。</p>
有働会長	<p>パブリック・コメント手続きにかける「修正案」については、北本市自治基本条例推進本部にも併せて報告するようお願いする。</p>
事務局	<p>了解しました。</p>
浅野委員	<p>北本市市民参画推進条例等市民検討委員会は今年度これまで14回開催されたということで、委員会の委員も事務局も、大変なエネルギーを使われたものと思う。</p> <p>2点質問がある。市民参画の透明性を高めるための手続は、具体的にはどのようなものを考えているのか。また、第9回市民検討委員会から本格的に議論を始めたという北本市協働推進条例（案）についても、更に詳しい説明を聞きたい。</p>
事務局	<p>北本市市民参画推進条例（案）及び北本市パブリック・コメント手続条例（案）には、市が重要な案件を決定する際の市民参画の方法として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広く市民から意見を募集する「パブリック・コメント手続」</li> <li>・ 専門知識を持つ市民が会議を重ね意見集約を図る「附属機関等」</li> <li>・ 市が行っている事業を市民に説明する「市民説明会」</li> <li>・ 広く市民の声を調査し意見集約を図る「アンケート」</li> <li>・ 市民と行政が共同作業を行い問題点の抽出や合意形成を図る「ワークショップ」</li> </ul> <p>という5つの方法を位置づけます。</p> <p>なお、北本市パブリック・コメント手続条例（案）は、現在要綱で実施されている制度を条例化するものです。</p> <p>また、北本市市民参画推進条例（案）では、重要な案件については「パブリック・コメント手続」に加え、その他の4つの市民参画の方法のうち1つ以上を必ず実施するものと明記しています。</p> <p>北本市市民参画推進条例施行後は、「北本市市民参画推進審議会」が市の市民参画の推進状況について評価を行います。</p> <p>もう1点、北本市協働推進条例についての御質問がありました。こちらは議題(2)で取り上げる予定でしたが、概要を御説明します。</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>9月の早い段階で北本市市民参画推進条例（案）が固まってきたため、下旬には北本市協働推進条例（案）の審議に入りました。主な審議方針は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の市民活動団体の実態を調査するために、アンケートを実施する。</li> <li>・協働と市民活動支援は密接に関係するため、一体的に検討を行うこととする。</li> <li>・市民活動支援は予算措置が伴うため、来年度にかけて継続的に検討を進めることとする。</li> </ul> <p>以上です。</p>
浅野委員	<p>昨年10月1日に北本市市民参画推進条例等市民検討委員会から市長へ『中間報告』が提出されたとのことだが、市長に対する直接の説明は誰が行ったのか。</p>
事務局	<p>中間報告につきましては、報告書の提出と事務局からの説明のみです。それを受けて、庁内各部署への意見照会が行われました。</p>
有働会長	<p>櫻井委員は、北本市市民参画推進条例等市民検討委員会に何度も足を運ばれたとのことだった。傍聴者としてどのような感想を抱かれたか、よろしければ発表いただきたい。</p>
櫻井委員	<p>熱心な議論が重ねられていたが、市として目指すまちづくりの大きな理念と北本市市民参画推進条例実施の目的との関連が、少し弱いのではないかと感じた。大本となる理念を常に参照し、具体的な討議を行っていくべきである。</p>
有働会長	<p>事務局と櫻井委員から、市民検討委員会の議論の様子を説明していただいた。</p> <p>市民と行政の会議がシステムの的に一体で議論し、条例（案）の形で文章化してきたということで、北本市自治基本条例審議会としては了承したいと思う。委員の皆さんは、それでよろしいか。</p>
一同	<p>—了承—</p>
有働会長	<p>続いて、議題(2)「今後の取組みについて」に入る。</p> <p>この議題は、先ほど事務局が概要報告を行った「協働推進条例と市民活動促進施策の一体的な検討」について質疑応答等を行うという理解でよろしいか。</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	はい。
有働会長	何か質問や意見のある委員はいるか。
柴田委員	第10回市民検討委員会では他都市の協働推進制度について比較研究が行われたとのことだったが、どのような自治体を取り上げたのか。また関連して、第6回市民検討委員会で行われた他都市の市民参画制度についての比較研究についても解説していただきたい。
事務局	<p>市民参画推進条例については、県内外から既に条例を制定している約50の自治体を取り上げました。そのうち、北本市における議論で特に参考となると思われるものをいくつかピックアップし、各条例の中にどのような要素が盛り込まれているか、羅列した要素項目に一つずつ丸をつける形で一覧化しました。</p> <p>また、協働推進条例については県内外約30の自治体を取り上げ、市民参画推進条例の検討の際と同様に一覧化し、議論の参考データとして活用しました。</p> <p>市民参画推進条例は国の法律に基づいて制定するものではなく、それぞれの自治体が独自に定める条例です。各市民参画推進条例や各協働推進条例の性質は各自治体において自治基本条例が制定済みか否かで異なってきます。また、条例の名称も自治体によって様々であるため、全国の制定自治体を厳密に数え上げることはできませんが、事務局で把握できたものを集めました。</p> <p>本日の会議ではそのような一覧表を用意しておりませんでした。市民検討委員会の会議記録や配布資料は市公式サイト等で随時公開しておりますので、御参照ください。</p>
柴田委員	各条例の性質や細かな部分は自治体や地域によって大きく異なっていたと思われる。一つ一つ調べ上げるのは大変な手間がかかっただろうと推察されるが、他の自治体の例も比較研究しながら議論を進められたのは、非常によかったと思う。
浅野委員	関係会議の委員構成はどのようになっているのか。
事務局	<p>市民検討委員会委員は、本審議会と同様、設置要綱に記載された各号の選出区分から選ばれています。また、庁内については、制定を目指す条例の性質上特に大きな影響が出ると思われる課に加え、各部から1課以上が必ず入るように選出しています。</p> <p>これら各会議の委員名簿は市公式サイト等で公開しておりますので、詳細はそちらで御確認いただければと思います。</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
清水委員	<p>庁内では、自治基本条例の検討作業と同様のセクションを中心に議論が進められたものと理解している。</p> <p>第14回市民検討委員会で検討されたアンケートは、どのような形を考えているのか。</p>
事務局	<p>現段階では、基本的に以下の内容を盛り込んだアンケートにしたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の概要（市民や行政に向けて一覧化）</li> <li>・団体の会員構成</li> <li>・行政からの委託事業の実態</li> <li>・行政からの助成金の規模</li> <li>・団体活動に不足しているもの</li> <li>・NPO法人格取得の意志</li> <li>・行政機関との協働の意志</li> <li>・他市民活動団体又は企業との交流・連携の意志</li> <li>・市への要望や提案等</li> </ul> <p>第14回委員会では、議論のたたき台として事務局案をお示しました。その案を各委員に御検討いただいた後、第15回委員会で内容を確定したいと考えています。</p> <p>また、今回のアンケートは市民と市の「協働」を推進するための条例の検討作業の一環として実施するものですので、市民検討委員会と庁内検討委員会の連名で実施できるよう、目下調整中を行っています。</p>
有働会長	<p>アンケート実施案が確定したら、北本市自治基本条例審議会にも報告いただきたい。</p>
事務局	<p>了解しました。</p>
有働会長	<p>今後の進め方について、他に補足説明はあるか。</p>
事務局	<p>アンケートの実施は2月を予定しています。今年度中に集計結果の分析を行い、来年度は集めたデータをもとに条例策定のための検討作業を進めていきます。</p> <p>市民参画推進条例については、庁内外への周知期間の確保が必要と思われるため、平成23年10月1日の施行を考えています。</p>
有働会長	<p>続いて、議題(3)「北本市自治基本条例施行後の状況について」に入る。</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>自治基本条例施行後の取組みや自治基本条例について市民等から出てきた意見等があれば、事務局から紹介いただきたい。</p> <p>自治基本条例の周知のために、条例の概念を解説したパンフレットを作成し、全戸配布しました。ゼロ予算事業であったため、印刷は職員が行いました。</p> <p>自治基本条例については、高齢の方や学生等から数件の問い合わせがありました。関連資料をお渡しし、内容を説明いたしました。</p> <p>また、鴻巣市、ふじみ野市、白岡町、鳥取県米子市といった行政機関からは、自治基本条例の制定過程についての問い合わせがありました。</p> <p>ふじみ野市からは、自治基本条例の制定に携わった方の話を伺いたい旨の問合せがありましたが、他の業務の都合があったため、今回はお断りしました。今後同様の依頼があった際は、自治基本条例制定研究懇話会に参加されていた委員の方々にお諮りしたいと思います。</p> <p>議会からは、6月議会において「まちづくりの基本原則」について、12月議会において「自治基本条例における『市民』の定義」等について質問や言及がありました。</p> <p>職員への周知としては、本年度入庁の新人に向けて職員研修を実施しました。それ以外の職員については、昨年度に研修を実施済です。</p> <p>以上です。</p>
有働会長	自治基本条例審議会において特別な審議を要するような内容の指摘や質問は来ていない、ということではよろしいか。
事務局	はい。
浅野委員	7万人の市民に自治基本条例の理念をいかにして知らしめていくかが重要である。会議の状況等を徹底的に情報公開し、また条例に規定されている用語の概念を丁寧に解説する等の工夫を続けていていただきたい。
有働会長	<p>本日の議題は、以上である。</p> <p>事務局には、パブリック・コメント手続（案）や協働に関するアンケートが確定した際等、進捗に応じて審議会に報告いただくよう重ねてお願いしたい。</p>
	4 その他

## 会 議 記 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
内田副会長	<p style="text-align: center;">—事務連絡—</p> <p>5 閉 会                      それでは、これをもって平成22年度第2回北本市自治基本条例審議会を終了する。</p>
<p>議事の内容・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。</p> <p>平成 23 年 2 月 10 日 会長 <span style="font-family: cursive;">折衝秀厚</span></p>	